

香川県報



号外

平成16年

9月15日(水曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告示

○香川県税条例の規定による県税に係る納入期限等の延長 **（税務課）** 一

告示

●香川県告示第六百三十七号

香川県税条例（昭和二十九年香川県条例第十三号。以下「条例」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者については、平成十六年八月三十日から同年十月三十日までに到来する県税に関する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限を、同年十一月一日まで延長する。

平成十六年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市のうち、朝日新町、朝日町一丁目から六丁目、井口町、今新町、内町、扇町一丁目から三丁目、片原町、木太町、北浜町、香西北町、香西本町、寿町一丁目から二丁目、御坊町、幸町、塩上町三丁目、塩屋町、城東町一丁目から二丁目、昭和町一丁目から二丁目、新北町、末広町、瀬戸内町、大工町、多賀町三丁目、玉藻町、築地町、鶴屋町、通町、西内町、錦町一丁目から二丁目、西の丸町、浜ノ町、東浜町一丁目、百間町、兵庫町、福岡町一丁目から四丁目、福田町、本町、松島町、松島町一丁目から三丁目、松福町一丁目から二丁目及び丸の内の区域

平成十六年九月十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています